

○ 特別試験研究費の額の認定に係る手続きについて

(平成28年2月15日 15産学連携部門通知第3号)

改正 令和5年7月27日 23イノベーション推進部門通知第1号

(目的)

第1条 この通知は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）において、国立研究開発法人情報通信研究機構共同研究等規程（04規程第72号）又は国立研究開発法人情報通信研究機構受託研究規程（04規程第66号）により実施する研究について、租税特別措置法施行令に規定する特別研究機関等と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）又は特別研究機関等に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）として、租税特別措置法施行規則に規定するところにより、特別試験研究費の額の認定を行う場合の手続きについて定めることを目的とする。
(認定申請書の提出)

第2条 機構は、特別試験研究費の額の認定を行うときは、申請を行う法人又は個人（以下、併せて「申請法人等」という。）から、内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号（令和5年3月31日）、同告示第2号（令和5年3月31日）、同告示第3号（令和5年3月31日）及び同告示第4号（令和5年3月31日）により定める特別試験研究認定申請書（以下「認定申請書」という。）のうち該当するもの2通の提出を受けるものとする。

2 前項の認定申請書1通には、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ、当該各号に定める書類の添付を受けるものとする。

一 共同試験研究 次に掲げる書類

イ 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該法人の当該事業年度の試験研究費の額（個人の場合は、当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額）のうち当該共同試験研究に要した費用の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類

ロ 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

ハ 当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定に係る書類の写し

二 委託試験研究 次に掲げる書類

イ 機構から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（当該委託試験研究に係る試験研究費の額のうち当該委託試験研究に要した費用の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し

ロ 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定に係る書類の写し

3 第1項の認定は、租税特別措置法による特別試験研究費の控除の適用を受けようとする

る法人の事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日まで（個人の場合は租税特別措置法による特別試験研究費の控除の適用を受けようとする年の翌年2月15日まで）に提出された申請について行うものとする。ただし、理事長が認定申請書の提出の遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第3条 理事長は、前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額のうち当該共同試験研究又は委託試験研究に要した費用の額が当該共同試験研究又は委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書1通にその旨を記入し、認定書として当該申請法人等に交付するものとする。

（内容変更に係る届出及び変更認定書）

第4条 前条の認定書の交付を受けた申請法人等から、認定書に記載された事項又は第2条第2項第1号及び第2号に掲げる書類の内容について変更の届出があり、前条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該申請法人等に交付するものとする。

（認定の取り消し）

第5条 理事長は、第3条の認定書の交付を受けた申請法人等が第2条の規定による申請若しくは前条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは虚偽の届出を行い、又は同条の規定による変更の届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

（その他）

第6条 この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この通知は平成28年2月15日から施行する。

附 則（令和5年7月27日）

この通知は、令和5年7月27日から施行する。